

軽井沢スキーバス事故対策について (日本バス協会)

公益社団法人 日本バス協会

令和3年8月24日

1. 安全意識の徹底

- ①総会、事業者大会における「安全輸送決議」
- ②「バス事業における総合安全プラン2025」に基づく事故防止の取組み
- ③非会員事業者の日本バス協会への加入促進

2. 安全運行の確保

- ①貸切バス事業者安全性評価認定制度の充実と認定事業者の拡大
- ②巡回指導を行う貸切バス適正化機関への協力
- ③衝突被害軽減ブレーキ等安全に資する装置の導入に対する支援
- ④運転者の健康管理の改善
- ⑤貸切バスの運行を再開する際の安全確保の徹底について周知

3. 健全な経営基盤の確立

- ①新運賃・料金制度の定着の促進
- ②実質的に下限割れとなる過度な手数料の防止
- ③小規模事業者への対応
- ④運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化
- ⑤旅行業界との連携強化

1.安全意識の徹底

① 総会、事業者大会における「安全輸送決議」

総会、事業者大会において、安全輸送に係る事項を決議し、安全・安心がすべてに優先するとの決意をもって、業界を挙げて法令順守はもとよりバスの安全運行を徹底。

② 「バス事業における総合安全プラン2025」に基づく事故防止の取組み

国土交通省が令和3年3月に定めた「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づき、日本バス協会は同年6月「バス事業における総合安全プラン2025」を策定。本プランでは、

- (1)令和7年までに交通事故死者数をゼロとする
 - (2)令和7年までに重傷者数を150人以下とする
 - (3)令和7年までに人身事故件数を800件以下とする
 - (4)飲酒運転をゼロとする
 - (5)令和7年までに貸切バスの乗客の負傷事故件数を20件以下とする
- ことを目標に掲げ、事故防止に取り組んでいる。

③ 非会員事業者の日本バス協会への加入促進

非会員には地方バス協会に加入してもらい、業界団体の一員として安全対策やサービスの向上に切磋琢磨し取り組んでもらうよう努めている。その結果、全国的に貸切バス事業者の加入率は増加している(地方バス協会会員は自動的に日本バス協会会員となる。)。また、貸切バス事業者安全性評価認定制度について会員の申請手数料を引き下げ、非会員の申請手数料との格差を広げている。

平成28年8月現在	2,269者(加入率50.1%)
平成29年8月現在	2,345者(前年76者増 加入率54.2%)
平成30年8月現在	2,394者(前年49者増 加入率55.4%)
令和元年8月現在	2,377者(前年17者減 加入率57.6%)
令和2年8月現在	2,338者(前年39者減 加入率58.4%)

※令和2年度の貸切バス事業者の数字が公表されていないため、令和元年度の事業者数で算出した加入率

2.安全運行の確保ー 1

①貸切バス事業者安全性評価認定制度の充実と認定事業者の拡大

軽井沢スキーツアーバス事故の総合的な対策を踏まえ、審査項目を見直すとともにより先進的な安全への取組を推進している。また、認定事業者数の拡大に努めた。

ア 先進的な安全の取組について評価

- ・衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、ドライバー異常時対応システム導入の推進



認定ステッカー

「セーフティバスマーク」



<令和3年6月28日現在>

イ 運輸安全マネジメントの取り組みを評価

ウ 安全性評価認定制度の周知

- ・一般利用者へのPRを図るべく、雑誌への広告掲載等により周知を行った。

	H27年	⇒	R3年		内非会員	全事業者数割合	会員事業者数割合
認定事業者数	776	⇒	1,935	2.5倍増加	294	約51%	約70%
車両数	19,692	⇒	33,016	1.7倍増加	2,953	約73%	約85%

②巡回指導を行う貸切バス適正化機関への協力

事業者に対する巡回指導を行う貸切バス適正化機関の業務運営について全国的に協力。地方バス協会が自ら適正化機関となっている例もある。また、適正化機関から委託を受けた地方バス協会は会員への巡回指導を行っている。

3.安全運行の確保ー2

③衝突被害軽減ブレーキ等安全に資する装置の導入に対する支援

「人と環境にやさしいバス普及事業」(交付金事業)により、衝突被害軽減ブレーキの導入に対し支援を行っている。

<衝突被害軽減ブレーキ導入車両台数(貸切バス)>

2,073台 ⇒ 11,128台 【5.3倍増加】

(H26年3月末) (R2年3月末)

④運転者の健康管理の改善

健康起因事故を防止するため、SASや脳ドック等の受診に対して支援を行っている。

⑤貸切バスを運行する際の安全確保の徹底について周知

- ・令和2年9月に「新型コロナウイルス感染症の影響等で休業や休車を実施した後、運行を再開する際の安全確保の徹底について」通知。
- ・令和3年6月に「貸切バスの運行を再開する際の安全確保の徹底について」通知。

4.健全な経営基盤の確立－ 1

①新運賃・料金制度の定着の促進

安全コストを賄うため、様々な機会を通じて事業者に適正収受、法令順守をお願いするとともに、貸切委員会等にて収受状況の把握に努めている。また、コロナ禍で仕事が激減している中で、過当競争によるダンピングが起きないように、会員へ注意喚起を行うとともに、国にも監査において運賃を重点的にチェックしていただきたい。

②実質的に下限割れとなる過度な手数料の防止

過大な手数料により実質的に下限割れの運賃が提供されていることについて、国において、これを運賃割戻しとして処分する通達が発出されたことを受け、実際に手数料等による運賃の割り戻しとして処分される事例が出ている。今後も監査を強化していただき、手数料等の審査が実効性のあるものになるよう国へ要望する。

③小規模事業者への対応

㊦小規模事業者の声を業務運営に反映させるため、「中小貸切バス事業者専門部会」を開催

平成29年3月に小規模の貸切専門事業者を委員とする「中小貸切バス事業者専門部会」を設置。中小ならではの課題や要望について取りまとめ、貸切委員会において報告し、貸切バスについての各種課題への対応に生かしている。

㊧小規模事業者向けに運行管理のICTシステムを整備

小規模会員事業者が高額なシステムを導入しなくても廉価で使用できるよう、日本バス協会において運行指示書や運送引受書などを自動で作成することのできる「貸切バス運行管理システム」を構築し、平成29年度4月より運用。

5.健全な経営基盤の確立－2

④運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化

- ・地方バス協会における運輸安全マネジメント講習の実施を図る。
- ・日本バス協会と旅行業協会が平成28年8月に締結した「運輸安全パートナーシップ宣言」に基づき、安全運行を確保するため、旅行業者の理解を求め、安全対策等を確実に励行する。

⑤旅行業界との連携の強化

日本バス協会、日本旅行業協会、全国旅行業協会は、需要拡大や業界の経営基盤の健全化のために悪質事業者の排除等の検討を行い連携を強化してきた。

このような中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、旅行需要が激減したことにより、業界全体が壊滅的な状況となっている。今後、GoToトラベル事業の再開等により、過去のような運賃のダンピングによる過当競争が起きないように、両業界ともに注意喚起を行っていくとともに、コロナが終息するタイミングでV字回復ができるよう、更に連携を強化していく。